

社会福祉法人三宝会 役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三宝会（以下「当法人」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員および評議員に対して報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、別表1に定める額とする。

(支 給 日)

第3条 役員および評議員の報酬は、理事会または評議員会への出席、監事監査、その他法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用弁償)

第4条 役員または評議員が、理事会または評議員会、その他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員および評議員の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき 3,000円

宿泊料 1泊につき 15,000円

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成17年12月22日から施行する。

この規程は、一部改正し平成23年 3月17日から施行する。

この規程は、一部改正し平成29年 6月23日から施行する。

この規程は、平成30年6月6日に一部改正し平成30年4月1日から適用する。

この規程は、令和2年6月29日から施行する。ただし第2条、第3条および第4条については、令和2年4月1日から適用する。

別表1

(役員の報酬)

業務内容	日額
理事会等会議への出席	5,000円
監事監査	10,000円
その他法人・施設運営の業務にあ たったとき	10,000円

(評議員の報酬)

業務内容	日額
評議員会への出席	無報酬
その他法人・施設運営の業務にあ たったとき	10,000円